

米原市体育施設（社会体育施設・学校体育施設）利用の手引

米原市体育施設を利用するには、利用者登録が必要となります。

(1) **利用者登録の条件**

- ①個人、団体利用どちらの場合でも登録が必要です。
- ②20歳以上の責任者が必要です。

***市内の学校、企業等における個人的な団体の取扱いについて**

- ・学校の児童や生徒による個人的なサークル活動、市内企業における個人的なグループや団体は、登録が必要となります。
- ・学校や企業が正式に認める団体は、「市内団体扱い」となり、それ以外の団体については、構成員の内容により市内・市外を判断します。

(2) **利用者登録申請の手続**

市内社会体育施設および学校体育施設（以下、「体育施設」という。）を継続して利用する団体は、あらかじめ、米原市公共施設予約システムを利用、または米原市公共施設予約システム利用者登録申請書兼ID・パスワード通知書を提出し利用者登録の申請を行ってください。ただし、1回限りの利用については、施設管理者に事前に了解を得たのち、利用許可申請書のみ提出してください。

(3) **利用者登録申請の場所**

- ① 米原市教育委員会事務局スポーツ推進課（Tel0749-53-5155）
- ② 市内体育施設管理事務所
 - ・伊吹山麓青少年総合体育館（Tel0749-58-1155）
 - ・山東学びあいステーション（Tel0749-55-2578）
 - ・近江学びあいステーション（Tel0749-52-3483）
 - ・双葉総合体育館（Tel0749-52-0858）
 - ・すぱーく米原（Tel0749-52-0884）
 - ・山東 B&G 海洋センター（Tel0749-57-1414）
- ③ 米原市公共施設予約システム

(4) **登録申請の期間**

毎年3月に翌年度分の受付を行います。以降は随時受付します。

(5) **利用者登録の本登録**

米原市公共施設予約システムで利用者登録を行った場合、速やかに利用する体育施設の窓口で、本人確認を行い利用者登録の本登録を行ってください。

本登録が完了した段階で、ログインIDおよびパスワードを本システムにて使用することができます。

ログインIDおよびパスワードは、原則、1団体または1利用者につき1つ発行するものとし、複数取得することはできません。

また、有効期間中に代表者の変更が生じた場合は、速やかに利用する施設へ登録内容の変更を申し出てください。

(6) **登録証の有効期限**

登録証は、交付した日から当該年度の3月31日まで有効とします。

(7) **利用許可申請の手続**

① 利用許可申請書にて申請する場合

*利用団体は、利用許可申請書を原則として利用日の3日前の17時までに施設管理者（学校開放施設については、各小中学校）へ提出してください。

② 米原市公共施設予約システムにて申請する場合

*利用団体は、原則として利用日の3日前の17時までに、利用者登録を行ったログインID、パスワードを利用し、システムにて利用したい施設の予約を行ってください。

③ ①, ②共通事項

*米原地域（旧米原町地域）においては、利用団体による調整会議を年間6回実施します。

開催時期／4月、6月、8月、10月、12月、2月（第3水曜日＊開催期日は、事前に御確認ください。）

*伊吹地域においては、利用団体による調整会議を年間12回実施します。

開催時期／使用の2か月前の10日（毎月）

(8) **鍵の受け渡し等**

体育施設を利用する場合、施設管理者から鍵を借りてください。

使用後は、代表者または責任者が、責任を持って施設管理者へ返却してください。

学校体育施設については、地域によって鍵の貸出の運用が異なりますので、鍵の借用・返却方法、借用時間帯等は、必ず事前に確認してください。

☆学校体育施設にかかる鍵の保管場所

- ・伊吹地域→伊吹山麓青少年総合体育館
- ・山東、近江地域→各学校
- ・米原地域→すば一く米原

(9) **利用当日の注意**

*利用上のルールやマナーを守り、施設管理者の指示に従ってください。

*利用中に何らかの事故が発生した場合や施設を破損させた場合は、施設管理者に必ず報告をしてください。利用中の負傷等については一切責任を持ちません。また、物損の場合は弁償となりますので、御注意ください。

*施設によって利用時間が異なりますのでご確認いただき、利用時間を厳守してください。

*利用後は、運動器具の整理、清掃、点検を必ず行ってください。

*学校開放施設については、学校体育施設使用報告書の提出をお願いします。

(10) **キャンセル等の届出と使用料（利用料）の取扱について**

*キャンセルする場合は、各施設管理者へ原則として1週間前までに連絡してください。1週間を過ぎた場合は、分かり次第すみやかに連絡ください。

*利用申請時に納付書が発行されますので、使用料（利用料）を前納してください。

※学校体育施設利用団体で、口座引き落としで使用料の納付を希望されている団体については、毎月25日に指定の口座から使用料が引き落とされます。

*なお、前納いただいた使用料（利用料）は、キャンセルの連絡の有無によらず、雨天等のやむを得ない場合を除いて還付できませんので、御注意ください。

(11) **利用の取り消し等**

利用申請に当たっての優先順位や利用上のマナー、キャンセルの届出などを遵守していただけない団体は、利用者登録および利用許可を取り消す場合があります。

問合せ先：米原市教育委員会事務局スポーツ推進課（TEL 53-5155）